

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	事業計画の決定に先立つ組合設立の認可
概 要	組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合は、5人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第11条第2項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。 1 申請手続が法令に違反していないこと。(法第17条第1号) ※次のような場合、法令に違反します。 (1) 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が5人以上共同して認可申請を行わない場合(法第11条第2項) (2) 定款又は事業基本方針が定められていない、又は認可申請書とともに提出されていない場合(法第11条第2項、都市再開発法施行規則第2条第2項) (3) 認可申請書の添付書類が添付されていない場合(規則第3条第2項) 2 定款及び事業基本方針の決定手続や内容が法令に違反していないこと。(法第17条第2号) ※次のような場合、法令に違反します。 (1) 定款に必要事項が記載されていない場合(法第9条、規則第1条の11において準用する第1条の8) (2) 事業基本方針に次に定める必要事項が記載されていない場合(法第12条第2項) (3) 組合の設立について施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意を得ていない、又は同意を得ていても、同意した者が権利を有するその区域内の宅地地積の合計がその区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の3分の2以上に達していない場合(法第14条) (4) 宅地の所有者及び借地権者の同意を得ようとする場合に、あらかじめ施行地区となるべき区域の公告を市長に申請していない場合(法第15条) 3 事業基本方針の内容が第一種市街地再開発事業に関する都市計画に適合し、事業施行予定期間が適切であること。(法第17条第3号) 4 事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。(法第17条第4号)
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000461490.html
備 考	